

第58回福岡市個人情報保護審議会議事録

日 時	平成30年8月24日（金） 15:00～17:00
場 所	福岡市役所15階 1503会議室
出席者	<p>委員（五十音順，敬称略）</p> <p>石森 久広 五十川 直行 稲川 秀司 撫尾 桂子 楠下 広師 田邊 宜克 鳥越 しほり 馬場 明子 村上 裕章（会長）</p> <p>事務担当課</p> <p>保健福祉局総務部国民健康保険課 国民健康保険課長 島崎 直彦 医療費適正化係長 小陳 直子 医療費適正化係員 里美 光紀</p> <p>総務企画局企画調整部 企画課長 植村 昌代 企画係員 小椋 潤</p> <p>事務局</p> <p>総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 小川 直也 個人情報保護係長 吉谷 圭 個人情報保護係員 佐藤 仁美</p>
議 題	<p>1 平成29年度 個人情報保護制度の運用状況について</p> <p>2 個人情報の公益上の取扱いについて（諮問）</p> <p>3 部会の設置について</p> <p>4 部会に属する委員の指名について</p>

開 会

（事務局）

第58回福岡市個人情報保護審議会を開会する。

本日は委員2名が欠席だが，条例第59条で定める過半数の出席を満たしていることから，審議会は成立している。また，本審議会は公開であり，議事録も公開されることになる。

議題1 平成29年度 個人情報保護制度の運用状況について

（事務局）

資料に沿って説明。

（村上会長）

今の説明について，質問や意見があればお願いします。

（石森委員）

個人情報の漏えい等の総件数は，年度比較するとどのような状況か。

（事務局）

28年度は82件であったため，29年度は増加している。

今年度は7月末現在37件であり，29年度7月末現在も37件と同数という状況である。

- (田邊委員) 個人情報漏えい等事案が発生した際の対応について尋ねる。
- (事務局) まずは事案が発生した事実を所属において共有することとしている。次に、例えば書類の誤送付事案だった場合は、書類を回収・謝罪し、その後個人情報を漏えいしてしまった方へ謝罪に伺うことを基本的な対応としている。
- (馬場委員) 29年12月に児童の学籍に関する記録を紛失した原因は何か。盗難は考えられないか。
- (事務局) 担当課は当該個人情報を悪用された事案が発生していないこと等から盗難ではなく紛失と判断している。紛失した原因については、当該記録の使用履歴を記録していなかったことである。このため、使用履歴を記録することや保管庫の鍵は管理職が管理することなどを再発防止策としたところである。
- (稲川委員) 「上記の主な内容」として記載されている事案は、公表しているものか。
- (事務局) また、謝罪は全て、個別訪問して行っているのか。
- (事務局) 事案は公表しているものである。
- (事務局) 謝罪は基本的に個別訪問して行っているが、電話連絡等により謝罪しているものもある。
- (稲川委員) 児童の学生に関する記録を紛失した事案については、どの児童の記録を紛失したかわからなかったのではないか。
- (事務局) 当該事案については、児童が特定できたので、児童及び保護者に謝罪した。
- (村上会長) 事故が減少するよう、今後とも原因分析、注意喚起等の措置を講じられることを要望する。

議題2 個人情報の公益上の取扱いについて（諮問）

- (担当課) 資料に沿って説明。
- (村上会長) 今の説明について、質問や意見があればお願いします。
- (撫尾委員) レセプトデータにはセンシティブな情報が含まれていることから、特に適正な取扱いが必要だと考えるが、AIによるレセプト点検実証実験を行っている地方公共団体はあるか。
- (担当課) トライアルで導入しているところはあると聞いている。
- (撫尾委員) 当該地方公共団体から問題点は聴取しているか。
- (担当課) 問題点は聴取していない。
- (稲川委員) 市は事業者Aに委託し、事業者Aは事業者Bに再委託するということか。
- (担当課) 委託ではなく、3者による協定を締結する予定である。
- (稲川委員) 事業者との協議によると思うが、事業者Aにレセプトデータを提供する際に個人情報を削除する方が個人情報保護の観点からは望ましい。削除すると点検が困難になるのか。
- (担当課) 困難であり、削除するデータ量が膨大という課題もある。
- (稲川委員) 他の保険者が使用するAIによるレセプト点検システムを導入することはできないのか。
- (担当課) 他の地方公共団体においても、AIによるレセプト点検実証実験を始めようとしているところである。
- (村上会長) 国保以外の保険者においても、導入を始めた段階である。
- (村上会長) 現在、レセプト点検システムにより全件点検を実施している委託業者は、実証実験事業の提案者と同じ業者か。
- (担当課) 異なる業者である。
- (田邊委員) 実証実験において提供するレセプトデータの数及び実証実験期間はどの程度か。
- (担当課) 提供するレセプトデータは、福岡市7区のうち2区分を予定している。実証実験の期間は、協定締結から1年程度を予定している。

- (田邊委員) 実証実験の期間経過後、A Iによるレセプト点検システムを導入することはあるのか。
- (担当課) 点検効果の状況によるが、再度A Iによるレセプト点検を行うとなると、委託契約を締結して実施することになる。
- (稲川委員) 事業者A及びBについては、個人情報保護及び情報セキュリティについて、適正な取扱いを行う事業者であることを要望しておく。
- (五十川委員) 協定書(案)の第16条には再委託ができる旨の記載があるが、再委託するのか。
- (担当課) 事業者Aは再委託しない予定であることから、再委託については協定書(案)から削除することも考えられるため、今後事業者と協議する。
- (村上会長) レセプトデータの受渡し方法は、現在の委託と実証実験では違うのか。
- (担当課) 現在の委託においては、レセプトデータを記録しパスワードを設定したCDを、鍵付きのケースに入れ、セキュリティ便により配送している。
実証実験においては、レセプトデータを記録しパスワードを設定したCDを、鍵付きバッグに入れ、事業者Aが二人体制で受け取りに来ることとしている。
- (村上会長) 他に質問等なければ、提案のような取扱いをすることについて、異議はないか。
- (委員) 異議なし。
- (村上会長) それでは、提案のとおり取扱いを認めることとする。
なお、個人情報保護の観点に留意し、遺漏なきよう運用されることを要望する。

議題3 部会の設置について

- (事務局) 資料に沿って説明。
- (村上会長) 今の説明について、質問や意見があればお願いします。
- (委員) なし。
- (村上会長) それでは、審議会に「目的外利用等審査部会」を設置する案件と、これに伴う「福岡市個人情報保護審議会運営要領」の改正の件について、異議はないか。
- (委員) 異議なし。
- (村上会長) それでは、提案のとおり決定することとする。

議題4 部会に属する委員の指名について

- (村上会長) 部会の委員については、条例で「審議会の委員のうちから会長が指名する」と規定していることから、「目的外利用等審査部会」の委員について、私から指名する。
石森委員、五十川委員、田邊委員、鳥越委員、私を指名する。
それでは以上で、本日の議事を終了する。

議事終了 閉会